

別紙特記事項（案）

各業務における現状の委託業務の作業内容は次のとおりである。

なお、年度ごとの業務内容（業務種類）については本市と受託者との間で協議を行い、一部増減する場合がある。

この特記事項に定めのない特記事項に関しては、本市と受託者が協議の上、決定する。

・巡回業務（道路）	2
・巡回業務（公園）	6
・警備業務	12
・清掃業務	13
・保守点検業務	16
・検査業務	22
・補修・修繕業務（道路）（性能発注業務）	24
・補修・修繕業務（道路）（単価契約業務）	30
・補修・修繕業務（公園）（性能発注業務）	32
・補修・修繕業務（公園）（単価契約業務）	34
・各種箇所図	35

巡回業務（道路）

1 巡回業務

- (1) 巡回業務は、2名1班体制で車両の運転を行い、必要に応じて徒歩により道路を巡回・点検し、発見した道路の異常や不法行為の場所や時間を確認するとともに内容や状況を写真等で記録し、市及び協力企業等と情報共有を図る。

巡回頻度は、本市が定める主要な幹線道路（42,413m）【別紙6-3】は2日で1周、その他市道（169,000m）は6か月で1周程度を目安として実施する。なお、業務の対象となる施設の不具合等について、総括責任者を通じて本市から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、総括責任者に報告して指示を受けるものとする。また、緊急性の高いものは速やかに本市に報告するものとする。
- (2) パトロール員は、総括責任者を通じて本市の指示がある場合等必要に応じて、パトロールの途中においても本市と協議・報告を行なうものとする。
- (3) 巡回に必要な車両については、受託者で手配すること。また、車体には、ステッカーやマグネットなどで道路巡回中であることが分かるようにすること。
- (4) 巡回した路線と異常等を日報に記録し、月1回本市に提出すること。

2 管理業務

- (1) 道路の構造物および附属物の点検並びに必要な措置（別表1）を講じる。
- (2) 道路の不法占用等道路法違反行為（別表2）を発見した場合は、直ちに総括責任者に報告して指示を受けるものとする。
- (3) 道路工事の実施箇所において、交通処理、保安施設または工事の実施状況については是正措置が必要と認められる場合は、直ちに総括責任者に報告して指示を受けるものとする。また、占用工事実施者に対して指導を行なった場合は、パトロール日誌に記録し、緊急性の高いものは速やかに本市に報告するものとする。
- (4) 総括責任者を通じて本市から占用工事後復旧（仮復旧も含む）現場の確認を指示された場合、現場確認の上、是正措置が必要と認められる場合は、パトロール日誌に記録し、速やかに本市に報告する。

パトロール点検項目（別表1）

点検項目	点検内容	異常発見時の現場措置
路面の状況	穴ぼこ、陥没	常温合材で補修、状況報告
	段差、ひび割れ	危険表示、状況報告
	わだち	危険表示、状況報告
	崩土、落石、落下物、飛来物等路上障害物	除去(少量)、状況報告
	路上障害物(投棄物)	除去(少量)、状況報告
	冠水	路肩水切り、状況報告
	積雪、凍結	凍結防止剤散布(少量)、状況報告

	仮復旧(占用工事等)	状況報告
路肩の状況	路肩部の土砂堆積	除去(少量)、状況報告
	路肩の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	雑草の繁茂	除草(少量)、状況報告
排水施設の状況	排水施設の通水状況	堆積土砂等障害物の除去(少量)、状況報告
	側溝、集水桝、側溝蓋、集水桝蓋の破損	危険表示(保安施設設置)、状況報告
交通安全施設の状況	防護柵の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	区画線の消失	状況報告
	視線誘導標の不良、損傷	修正、状況報告
	道路照明灯、道路標識の不良、損傷	状況報告
	道路反射鏡の不良、損傷	修正、状況報告
擁壁の状況	擁壁、石積みのクラック等	危険表示、状況報告
トンネルの状況	照明、非常用施設の点検	状況報告
橋梁の状況	排水桝の破損	堆積土砂等の除去、状況報告
	伸縮部の土砂堆積	堆積土砂等の除去、状況報告
	高欄の損傷	危険表示(保安施設設置)、状況報告
	支承部の土砂堆積等	滞水の有無確認、堆積土砂等(ゴミ及びフン類)の除去、状況報告
歩道の状況	路面損傷(穴ぼこ、段差等)	常温合材による補修(小規模)、状況報告
	視覚障がい者誘導ブロック	状況報告
	歩車道境界ブロック	状況報告
	排水施設の通水状況	堆積土砂等障害物の除去(少量)、状況報告

道路法違反行為事項(別表2)

違反条項	説明	備考
○法第24条違反 道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を得て道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものに	道路管理者の承認を得ずに道路に関する工事を行う行為	1 比較的多い違反事例は、次のとおり (1) 法面の埋立て、切取り、歩道の切下げ、ガードレール・側溝・植樹等の撤去・現道への私道の取付け等の工事で、無断で行っているもの(申請書は提出されているが、未だ承認されていないものを含む。) (2) 承認された工事期間を過ぎて実施している工事

については、道路管理者の承認を受けることを要しない。		2 沿道の利用者等が行う自発的な維持は、道路管理者の承認を要しない。 3 24 条工事は、管理者工事や占用工事と比べて工事期間の短い場合が多いので、違反行為を発見したときは、直ちに総括責任者に報告し、速やかに措置する必要がある。
○法第 32 条第 1 項又は第 3 項違反 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路管理者の許可を得ずに道路を占用し、又は占用の変更をする行為	1 比較的多い違反事例は、次のとおり (1) 工事用板囲、足場、露店等の不法占用（申請書は提出されているが未だ許可されていないものを含む。） (2) 許可された工事期間を過ぎて実施している工事 2 掘削を伴わない短期間の占用は、対象外（警察署長の権限）となっている。 3 占用期間が満了した場合又は占用を廃止した場合で、物件等を除去し、現状回復していないときは、法第 40 条違反として取り扱う。
○法第 43 条違反 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。	1 みだりに道路を損傷し、又は、汚損する行為 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為	1 「みだり」とは、正当な権限又は正当な事由に基づかないことをいい、概ね「法第 24 条、法第 32 条の許可等を得ずに」ということである。 2 比較的多い事例はつぎのとおり (1) 許可等を得ずに道路を掘削する行為 (2) 道路にごみ、汚物等を捨てる行為 (3) 工事用材料の土石等を道路に放置する行為・泥、油、落書等により道路を汚損する行為 (4) 道路に車両を放置する行為 (5) 宅地内から市管理道路上に越境している樹木を放置する行為 (6) その他道路上で交通を妨げるような作業をする行為

※法に定める占用物件の種類

- ・電柱・電線・変圧塔・郵便差出箱、公衆電話所、広告塔、街灯、バス待合所、時刻表示板、その他これらに類する工作物
- ・水管、下水道管、ガス管、地下通信線、地下電力線、その他これらに類する工作物
- ・鉄道・軌道・その他これらに類する工作物
- ・日よけ・雪よけ・アーケード、その他これらに類する工作物

- ・地下街、地下室、上空道路、地下通路、その他これらに類する施設
- ・露店(8日以上のもの)、商品置場、その他これらに類する施設
- ・看板・標識・パーキングメーター・幕・アーチ工事用板囲・足場・土石・竹木・瓦・その他道路
法施行令第7条に定めるもの

3 応急簡易な業務

- (1) 応急軽易な作業として、パトロール中に発見した危険箇所、交通障害箇所等を解消するための応急かつ軽易な作業を行う。
- (2) パトロール中に発見した危険箇所、交通障害箇所等で軽易に作業が困難と判断した場合は必要に応じてバリケード等によって危険回避措置を講じるとともに直ちに本市並びに総括責任者に報告する。

4 緊急巡回

- (1) 災害や事故等の発生時に市内の緊急巡回を実施し、損傷などの状況を確認し、即時対応可能な処置を行う。
- (2) 次の場合には、緊急巡回を実施すること。その際は、倒木のほか、道路利用に支障がないことを合わせて確認する。
 - ア 道路陥没、倒木、台風、大雨、強い地震、降雪、強風等の発生時
台風、大雨時における各地区の巡回対象施設の位置は、【別紙6 - 7】「市内一円降雨時点検箇所図」に示す。
 - イ 市の要請時（主に、事故や緊急の要望相談等の発生時）
 - ウ 地域からの通報や要望相談時
 - エ その他、必要と認められる場合

5 芦屋警察署との合同パトロール

対象区域内の一部道路において、芦屋警察署、市道路・公園課、市都市計画課が合同で行うパトロールに参加（年2回、半日程度）し、不法占用物の状況や原因者への対応等の情報を整理する。再発の可能性がある際には、張り紙や柵設置等による注意喚起などの再発防止策を市へ提案し、協議のうえで実施する。

巡回業務（公園）

1 巡回業務の概要

巡回業務の対象施設・頻度については、下表を標準とする。

分類		箇所数	公園名	巡回点検	定期点検
A	利用者の多い 都市公園	13	松ノ内公園 芦屋公園 津知公園 宮塚公園 打出公園 岩ヶ平公園 岩園公園 大東公園 呉川公園 打出浜公園 清水公園 陽光公園 翠ヶ丘公園	月 1 回	年 1 回
B	A・D以外の 都市公園	87	※川西運動場はトイレ のみ対象	2 か月に 1 回	
C	都市緑地	44		適宜	
	広場	11			
	育苗地	2			
D	芦屋市総合公園	1		—	—

※分類 B・C の公園及び緑地において、改修工事等で公園利用者数が増加した公園については、巡回点検の回数を増やして対応すること。

※定期点検を行った月は巡回点検を免除できる。

※有資格者による遊具の安全点検（P. 20～21）を行った月は、巡回点検の遊具部分のみ免除できる。

※遊具のある公園の定期点検の時期について、遊具の安全点検の時期を4月から6月までの間で実施し、定期点検の時期は概ね半年後の10月から12月までの間で調整すること。

※巡回業務で緊急を要する事態を発見した場合は、本市及び関係機関に直ちに連絡すること。

※施設等の使用禁止措置が必要と判断した場合は、速やかに本市に連絡するとともに、本市の指示に従い使用禁止テープ、カラーコーン等を用いて使用禁止措置を行い、合わせて使用禁止の旨を掲示すること。

2 巡回点検

巡回点検については、主として、公園緑地内等の外周及び敷地内を徒歩で巡回し、公園施設等に異常がないか等を目視により点検すること。巡回した公園と異常等を日報に記録し、月1回本市に提出すること。

※親水中央公園と津知中公園にある手押しポンプについては、巡回点検の際に、ポンプから水が出るか確認すること。（長期間使用しない場合、パッキン等が固着し作動しない恐れがあるため。）

3 定期点検

目視、触診、聴診等により下表による定期点検を行うこと。定期点検を行った後、別紙「公園定期点検表」を記入し、概ね 12 月末までに本市に提出すること。

遊戯施設	点検ポイント	その場で実施する措置
ブランコ	チェーンやシャックル、だるまの摩耗や変形状況 (1/3 以上摩耗している場合は、取替え対象)	
	ブランコを動かした際の異音	グリスを注入する
	ブランコの左右のずれ	
	チェーンのねじれ具合	着座部を回転させ、ねじれをとる
	着座部の劣化状況 (ボルトが緩んでいないか、ささくれや亀裂により怪我をする恐れはないか等、裏面も確認すること)	
滑り台	滑り面の凹凸	
	滑り出し部、滑り降り部の摩耗や亀裂	
ロープクライム	ロープのほつれ、ワイヤーの露出 (1/3 以上摩耗している場合は、取替え対象)	
砂場	砂場ネットの破れ具合	
	砂の量 (天端から 20cm 以上の場合は、補充対象)	
	異物 (ガラス破片、犬猫の糞等) の有無	除去する
ゴムマット	段差の状況	
地際部	基礎の露出	
	支柱地際部の腐食 (鋼材やコンクリート：穴が空いている場合は補修対象 木材：断面欠落 30%以上であれば補修対象)	
塗装	塗装の剥がれ、浮き、錆等の劣化状況	
ボルト・ねじ	緩み、脱落、浮き上がりの有無	締め直す

その他施設	点検内容	その場で実施する措置
休養施設	怪我をする恐れのある鋭利な突起やトゲの有無	除去する
	ベンチの座板等木部の腐食状況	
	ベンチ等のボルトやねじの緩み、脱落、浮き上がりの有無	締め直す
	屋根の落ち葉等の堆積	
	四阿やパーゴラの地際・栈木・屋根の腐食や破損の有無	
便益施設	トイレの非常灯の異常	
	照明灯の球切れ、腐食及び破損の有無	街路樹管理センターに連絡する
給水施設	蛇口の破損	
	漏水の有無	
	水量が適切か	
排水施設	排水状況（落ち葉や土砂等が詰り排水に支障をきたしていないか）	
	グレーチングや蓋がずれていないか	元の位置に戻す
管理施設	車止めや南京錠の破損・欠損の有無	南京錠がない場合、本市に連絡すること
	外柵・フェンス等の腐食や破損の有無	
	看板・門柱等の腐食や破損の有無	
	擁壁の亀裂等の有無	
修景施設	魚が生息している箇所（親水西公園・西浜公園のせせらぎ等）で泳げる程度に水位があるか。魚の背中が隠れる程度を目安とする。	親水西公園であれば、ポンプを停止する（ポンプを停止すると、魚が生息している下流側の水位が上昇する） 西浜公園であれば、上水の流入を増やす

その他施設	点検ポイント	その場で実施する措置
園路・広場	破損状況（転倒恐れのあるもの、深さ 2 cm 以上または径 20cm 以上の場合は措置対象）	レミ等で埋め戻す
	亀裂や陥没・舗装材の破損の有無	
	障害物（投げられる恐れのある大きな石も含む）の有無	除去する
	水たまり等による排水不良はないか	
	階段や手すりの破損や腐食はないか	
その他	落書き等による汚損	除去する 差別的な表現等人権に関わる落書きは、写真撮影し、本市に連絡した上で全体を覆い隠して見えなくする
	粗大ごみ等の不法投棄、危険物、放置自転車の有無	総括責任者に報告して指示を受ける
	不要なロープ等（事故を誘発する危険性があるロープ・縄跳び等）の有無	除去する

※各施設の補修方法については、50 万円未満のものは「補修・修繕業務（公園）（性能発注業務）」、50 万円を超える場合は「補修・修繕業務（公園）（単価契約業務）」によること。

4 芦屋公園・業平公園の花壇管理

年に2回程度、花を植え替えること。(例年、4月と11月に植え替えを実施している。) 気温が高くなる5月から8月の間は週3回、その他の月は週2回程度灌水作業を実施すること。また、7月中旬から9月上旬は、街路樹管理センターで灌水作業を行っており、芦屋公園と業平公園の花壇も対象である。灌水頻度等について、街路樹管理センターと連絡を取り合い調整すること。

両公園とも松が多く、松葉が大量に花壇に落ちるが、花の生育のためにできる限り取り除くよう努めること。

公園名	花壇部面積	直近で植えた花の種類・株数	
芦屋公園	約 8 m ²	4月～10月：フェアリースター	140 株
		11月～3月：ビオラ	240 株
業平公園	約 13 m ²	4月～10月：ペンタス	120 株
		コリウス	160 株
		11月～3月：キンセンカ	120 株
		デージー	240 株

警備業務

1 芦屋川隧道地下歩道警備業務

(1) 業務内容

ア 芦屋川隧道地下歩道の施設警備業務

業務は、芦屋川隧道地下歩道の警備業務を行うものとする。

業務員は芦屋川隧道地下歩道を巡回し、その記録を残すこと。

巡回時間は午後 7 時から午前 0 時までの間に定めた時間に巡回すること。または巡回が必要と認識したときとする。

管理人室に設置した地下歩道内のモニターを、本市からの指示により必要に応じて確認すること。

地下歩道の機械警備業務担当者と連携をはかり、緊急時には必要に応じ相互に通報連絡を行うこと。

事件及び事故を発見した場合は、直ちに警察、消防等関係機関へ通報するとともに、本市へ報告すること。

イ 地下歩道内斜行型昇降装置の運転開始及び終了業務

運転開始時間として、午前 6 時に安全確認の上、電源スイッチを入れる。

運転終了時間として、午後 10 時に安全確認の上、電源スイッチを切る。

ただし、本市の都合により時間等変更することがある。また、緊急時は必要に応じて昇降装置メンテナンス受託者と連携をはかり、相互に通報連絡を行うこと。

上記と運転と合わせて地下歩道内 BGM 装置の電源スイッチ入切及び音量調整を行うこと。その他、上記業務に関し、本市と協議の上、必要と認める業務を行うこと。

(2) 業務時間

午後 7 時から午前 0 時まで

上記時間において、警備業務を確実に遂行できる人員を配置しなければならない。

(3) 業務従事者の服務

警備業務に従事するものは、制服（受託者負担）着用を原則とし、清潔かつ規則正しく勤務すること。

(4) その他

ア 受託者は、従事者が勤務中、故意若しくは重大な過失により施設、設備、備品等に損害を与えた場合又は業務を行うにつき故意若しくは過失によって違法に他人に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。また、業務中の従事者の事故についても受託者の責任において解決するものとする。

イ この仕様書に記載されていない事項であっても、保安全管理上必要な事項は、本市と協議を行い実施するものとする。

清掃業務

- 1 写真撮影は、作業の着手前・作業中・完了の状況が確認できるよう撮影すること。
- 2 作業中は車両及び通行人等に十分に注意し、飛散水等がかからないよう作業すること。また、一般通行車両等に清掃中であることがはっきり分かるように標識等を取付け、安全に注意すること。
- 3 車両や歩行者の通行に支障をきたす箇所での作業は、交通整理員を配置し、適切な誘導を行うこと。
- 4 道路で業務を行うときは、近隣住民等に事前に業務の内容と時期を連絡すること。

5 設備清掃

芦屋川隧道地下通路及びエレベータ

(1) 業務内容

芦屋川隧道地下通路清掃は、掃き掃除により土や埃を清掃する。

併せて、手すりについても、雑巾やウエス等を用いて乾拭きや水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。

エレベータ清掃は扉や庫内及び外装について、雑巾やウエス等を用いて乾拭きや水拭き、汚れがひどい場合は洗剤等を使用し行う。床については、掃き掃除により土や埃を清掃する。

(2) 清掃回数

定期的に月 4 回行うこと。不定期とならないように曜日を決めて行うこと。

(3) 清掃時間帯

比較的利用者の少ない時間帯に行うこととし、午前 7 時から午後 5 時までにを行うこと。清掃中はエレベータを運行させ、利用者を優先すること。

(4) その他

清掃器具置き場は、月若町駐輪場内で確保する（最低限の用具とする。）。また、汚損がひどい場合や損傷があった場合は別途報告すること。

6 路面凍結・積雪対策

降雪等の影響で、路面凍結や積雪の可能性がある際は、凍結防止剤の散布を行うこと。散布箇所については、別紙「凍結防止剤配置・散布箇所図」を参照のこと。また、冬季において、奥池地区については、別紙「凍結防止剤配置・散布箇所図」に記載の位置に、あゆみ橋・浜風大橋の 2 橋については、各 2 箇所に凍結防止剤を設置すること。

7 橋梁柵清掃

梅雨時期前に柵詰まりによる冠水を防止するため、橋梁柵の清掃を行うこと。実施箇所に関しては、別紙「橋梁柵清掃一覧表」を参照のこと。

8 公園清掃

清掃対象公園と清掃頻度は、別紙「清掃公園一覧表」のとおりとする。

(1) 園内清掃

ア 落ち葉清掃、ゴミ拾い、犬の糞の処理を行うものとする。

イ 清掃範囲は植込み地内及び園内の排水路を含む。

(2) あずまや清掃

ベンチ等修景施設の清掃（雑巾拭き）のほか、落書き消しも行うこと。

(3) トイレ清掃

ア 便器、洗面器、及び鏡等の拭き清掃を行い、床等汚れを落とし、臭気が残らないようにすること。

イ 水垢、汚れのひどいときは洗剤を使用し清掃すること。

ウ 小便器に尿石が蓄積しないように薬剤処理を適宜行うこと。

エ 清掃時にトイレトペーパー及び手洗い用石鹸液の補充を行うこと。

オ 金属部分は洗剤を使用して汚れを除去すること。

カ 天井・壁面は適宜除塵し、クモの巣等がないようにすること。

キ 水洗いした後は乾拭きを行い、濡れたままで放置はしないこと。

ク 洋式の便座、手すり等、身体との接触がある物の清掃用具（雑巾等）と他の清掃用具の使用範囲を明確にし、清潔を保つこと。また、アルコール消毒も行うこと。

ケ 便所から排出される表面水の排水溝の点検・清掃も併せて行うこと。

コ 落書きを発見したら、速やかに除去すること。

(4) 集積ゴミ運搬

ア 自治会等が行う公園清掃のゴミ収集を目的としているため、清掃予定日は変動があることから、毎週1回決められた曜日に点検を行うこと。

イ 家庭ゴミであることが明らかであるものが捨てられている場合は、本市に連絡すること。

(5) くずかご清掃

くずかごの中だけでなく、周辺に散乱しているゴミがあれば同時に処分すること。

(6) 池清掃

ストレーナーが異物を吸い込まないよう周辺に浮遊しているゴミを除去すること。

9 セセラギ清掃

(1) 業務内容

親水西公園・親水中央公園・親水緑地・西浜公園・呉川町花水木通り（歩道）の計5箇所にあるせせらぎを高圧洗浄機により清掃することを標準とする。上記に加えて親水西公園・親水中央公園のせせらぎでは、気温が高くなる5月から9月にかけて藻が大量に発生する。ポンプの故障等にも繋がるため、夏場については1週間に1～2回程度清掃し、藻の除去を行うこと。

(2) 実施頻度

年1回程度：親水西公園・親水中央公園・親水緑地・呉川町花水木通り（歩道）

2年に1回程度：西浜公園

(3) 中水の使用

南芦屋浜下水処理場（芦屋市陽光町）の中水を利用することができる。その場合は、事前に芦屋市上下水道部下水処理場（32-1291）に連絡し、求められる書類（申請書等）を提出すること。

(4) 水生生物の養生

せせらぎに水生生物が存在する場合は、移動させる等して、生命を守るよう努めること。

保守点検業務

1 設備保守点検（道路施設）

(1) 芦屋川隧道搬送装置保守点検業務

本業務は、芦屋川隧道の搬送装置の正常な運転機能を維持するため、計画的に技術者による点検を行うとともに、緊急時には出動対応し、適切な点検と整備を行うことを目的とする。

ア 定期点検として、月 1 回技術者による昇降装置の点検・調整、給油及び簡易清掃を行う。保守点検に必要な部品は常備しておく。別途必要な補修等が発生した場合は、その都度本市と協議すること。

イ 精密点検として、年 1 回技術者による昇降装置の平常時及び緊急時の運転フローを検査し、また電気設備の電圧等の測定により配線や回路に異常がないか検査し、総合的に機器装置の点検を行う。

ウ 異常時は、インターホンでの対応に加え、阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の管理人とも連携を図り、適切に対応すること。本市へはシステムにより自動通報されるが、受託者においても、その都度本市に報告すること。

エ 清掃業務については、次の表のとおり行うこと。

対 象	時 期	内 容
三方枠 操作盤 入口扉、側板 ピット内	定期（月 1 回）	クリーナやハンディ モップ等を使用して の清掃
かごの位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー 昇降路内	年 1 回	クリーナやハンディ モップ等を使用して の清掃

オ 作業に伴うエレベータの運転休止にあたっては、利用者への周知を十分に行うこと。

カ 本特記事項に明記なき事項であっても、保守管理上必要と思われるものについては点検を行うこと。

キ 保守点検作業中に、第三者や設備に故意または重大な過失により損害を与えた場合は原因者でその責任を負うものとする。

(2) 芦屋川隧道非常施設点検業務

ア 対象設備

(ア) 非常用設備（道路トンネル非常警報装置・道路冠水警報装置）

(イ) 道路排水設備（ポンプ排水設備・自家発電設備・無停電電源装置）

イ 非常用設備保守点検の点検回数は、年点検 1 回とする。点検時期については、事前に本市と協議すること。点検時は、交通誘導員を配置し、配置場所等につい

ては、事前に本市と協議すること。また、芦屋警察署との協議により変更が生じた場合は、別途本市と協議すること。なお、本業務で配置する交通誘導員は、交通誘導員Aとする。交通誘導員Aの定義は、下記のとおりである。

交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

ウ 道路排水設備保守点検（ポンプ排水設備）

点検回数は年点検1回、月点検は年点検月を除く年11回とし、点検時期については、事前に本市と協議すること。ただし、ポンプの稼動履歴を毎月確認のうえ、優先稼動ポンプの切替を月点検時に行うこと。また月点検の際に、非常用設備の押しボタン式通報装置、非常電話機、超音波水位検出器（水位センサー）の目視点検を行うこと。

エ 道路排水設備保守点検（自家発電設備）

点検回数は年点検1回、月点検は年点検月を除く年11回とし、点検時期については、事前に本市と協議すること。特に、試運転のタイミングについては、排気ガスが発生するため周辺店舗等への配慮が必要である。

カ その他

- (ア) 年点検及び月点検で点検する項目については、別紙「芦屋川隧道非常施設点検業務作業項目」を参照のこと。
- (イ) 本特記事項及び作業計画書に明記なき事項であっても、保守管理上必要と思われるものについては、点検すること。
- (ウ) 保守点検作業中、設備に故意又は、重大な過失により損害を与えた場合は、原因者でその責任を負うものとする。
- (エ) 機器の故障修理において、部品交換等が必要になる場合は、別途本市と協議すること。
- (オ) 設備に異常があり、市より通報を受けた場合は、速やかに現地調査を行い、設備の復旧に努めること。なお、復旧に要した費用については、別途協議とする。

各設備のメーカーは、下記のとおり。

設備	メーカー
非常用設備各種	小糸工業(株)
無停電電源装置	(株)三社電機製作所
自家発電設備	ヤンマーエネルギーシステム(株)
排水ポンプ	(株)鶴見製作所

(3) 冠水表示板保守点検業務

路面冠水情報、現地画像を道路管理者へ提供するために冠水表示板設備等の安全管理、保守点検、及び運用監視を行うもの。

ア 対象施設（所在地）

- (ア) 夢中トンネル（芦屋市大原・上宮川町地内）
- (イ) 市道 160 号線〔若宮町〕（若宮・打出小槌町地内）
- (ウ) 国道 43 号芦屋川右岸線（精道町・浜芦屋町地内）
- (エ) 国道 43 号芦屋川左岸線（平田町・平田北町地内）
- (オ) 市道 184 号線〔宮塚町〕（宮塚町・宮川町地内）

イ 点検回数

年次点検回数 年 2 回（実施時期は本市と協議し決定する）

ウ 委託業務内容

冠水表示板設備等の安全管理、保守点検、及び運用監視

- (ア) システム連動試験
- (イ) 冠水検知センサ点検
- (ウ) センサモニタ（冠水検知用）点検
- (エ) 接点分配器点検
- (オ) 電源ユニット点検
- (カ) 無線端末装置点検
- (キ) 冠水表示板、回転灯点検
- (ク) 監視カメラ点検（映像配信状況含む）
- (ケ) 表示板制御部点検
- (コ) 配管設備等点検
- (サ) 路面冠水情報等の提供（メール配信サービス）
（7 cm以上・未満、15 cm以上・未満、センサモニタ機器異常有無、停電有無）
- (シ) 対象施設の監視カメラ映像の提供（A S Pサービス）
- (ス) 機器消耗品更新作業

エ 業務実施前の打合せ

受託者は業務の実施にあたり本市と十分な打合せの上、その指示に従い実施すること。

オ 負担区分点検に要する機器・材料は受託者の負担とする。但し、点検の際に設備機器の交換が必要となる故障等を発見した場合は、その内容を委託者へ速やかに報告すること。

カ 安全管理

点検時は交通誘導員を配置し安全管理に努めること。

キ 点検時における重要事項の報告について

各点検時に、安全や設備上などに関する重大な問題や損傷等が確認された場合は速やかに口頭及び書面として報告を行うこと。

ク 機密の保持

受託者は業務上知り得た機密を他に洩らさないものとする。

ケ その他

(ア) 監視カメラの運用に関しては、「冠水監視カメラの設置及び運用に関する基準」に準拠し実施すること。

(イ) 受託者は業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告を行い、協議を行うこと。

(4) ポンプ点検業務

道路冠水情報板設置箇所のポンプ設備（制御盤、ポンプ）の点検、汚水槽の点検清掃を行う。点検結果については、別紙「保守点検票」に記録し、本市に点検終了後速やかに提出すること。

各箇所の設備は以下のとおりとする。

場所	名称	機名	台数
芦屋中央線 JR アンダー (夢中ポンプ)	エバラ DL 型汚水汚物用 水中ポンプ	150DL611	2 基
宮川線阪神電鉄アンダー (宮川ポンプ)	新明和水中汚水汚物ポンプ	CN80/100A	2 基
芦屋川左岸線 (市道 216 号線) 国道 43 号アンダー	ツルミ一般工事排水用 水中ハイスピンポンプ	KTVE22. 2-62	1 基
芦屋川右岸線 (市道 217 号線) 国道 43 号アンダー	ツルミ一般工事排水用 水中ハイスピンポンプ	KTVE22. 2-62	1 基

2 設備保守点検（公園施設）

(1) ろ過設備運転管理業務

ア 業務概要

親水中央公園及び親水西公園のせせらぎの運転に当たり、関連ろ過設備各機器（メーカー：㈱石垣）について、以下の点検を行うものである。

イ 点検項目

(ア) 清掃及び点検作業（ろ過器等各機器） 1 回／2 か月（計 6 回／年）

(イ) 重点検業務 1 回／年

(ウ) 水質分析作業（pH・SS・大腸菌群数・銅イオン濃度）
1 回／2 か月（計 6 回／年）

(エ) 銅イオン殺菌装置設定調整 随時

※なお、清掃及び点検作業、水質分析作業の頻度は原則 1 回／2 か月とするが、せせらぎの状態によって実施時期を検討すること。

(2) 公園遊具の安全点検業務

ア 業務概要

対象施設の遊具について、国土交通省「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年 6 月）」及び社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014（2014 年 6 月）（以下「規準」）」に基づき点検し、確認した劣化等について、その度合いを判定・報告するものである。

点検の実施回数は年 1 回とし、実施時期は 4 月から 6 月の間で実施すること。

イ 業務に係る技術者の資格要件

本業務において、以下の技術者を配置すること。なお、点検業務は担当技術者が行い、点検結果に基づく判定は管理技術者が行うこと。担当技術者と管理技術者は兼務できないこととする。

(ア) 管理技術者

業務を総合的に把握した、現場における受託者側の責任者をいう。管理技術者は、（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士の資格を有すること。

(イ) 担当技術者

管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受託者側の担当者をいう。担当技術者は、（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品整備技士、公園施設点検技士、安全管理技士または点検管理士の資格を有すること。

ウ 点検方法

現地にて目視・触診・打診・聴診及び必要に応じて測定機器を使用して遊具の仕様・劣化・損傷・異常の有無を点検する。ただし、ブランコ等のダルマについては目視後、遊具 1 基につき 1 箇所ずつ最も磨耗の激しいものを分解点検し、写真として記録すること。分解点検したダルマを報告書に明記すること。

エ 使用中止遊具への対応

点検の結果、使用中止と判断された場合、本市へ連絡し対応を協議すること。

オ 点検結果の判定

判定は下記のとおりとする。

(ア) 塗装判定は下記の 3 段階とする。

- A 再塗装の必要がない
- B 部分的に塗装が必要
- C 全体的に塗装が必要

(イ) 劣化判定は下記の 4 段階とする。

- A 健全な状態
- B 軽微な劣化がある状態
- C 劣化があり修繕が必要な状態
- D 主要部材が劣化し修繕が必要な状態

(ウ) 塗装判定、劣化判定を勘案し、総合判定を行う。総合判定は下記の４段階する。

- A 健全であり、修繕の必要がない。
- B 部分的に異常があり、部分修繕が必要。
- C 重要な箇所、に部分的な異常があり、部分修繕が必要。
- D 主要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要。

カ 点検結果の報告

8月末までに報告書を作成し、提出すること。

報告書は、総合報告書１部、電子データ（CD にて１部）を提出するものとする。

(ア) 点検結果一覧表

点検を実施した全施設について、判定結果（塗装判定：A～C、劣化判定：A～D、総合判定：A～D）を一覧表として記載すること。またその判定結果を、指定するエクセルファイルにも入力すること。

(イ) 点検結果報告書

点検を実施した施設について、判定結果・状況・異常箇所を詳細に記載すること。各遊具及びその異常箇所については写真等を添付すること。

検査業務

1 仲ノ池水質検査業務

(1) 業務概要

仲ノ池緑地（芦屋市岩園町地内）内の仲ノ池において、11 月から 2 月までの期間に年 1 回、水質分析のため、採水・採泥作業（1 箇所 1 回）を行う。測定したデータについて分析し、過去のデータとの比較や、今後の仲ノ池の水質管理の改善方法などをとりまとめ、検査から 1 か月以内に報告書を提出すること。

(2) 水質分析の測定項目

- ア 色度
- イ 濁度
- ウ 臭気強度
- エ COD
- オ 測定点の写真撮影（遠景・近景）

(3) 底質分析の測定項目

- ア 泥色（現地分析）
- イ 臭気（現地分析）
- ウ 強熱減量
- エ ORP（現地分析）

(4) 測定方法

- ア 水質、底質（泥色、臭気）の分析は JIS 規格に則り行うこと。他の手法を使用する際は、本市と協議のうえに変更すること。
- イ 底質の ORP の測定については、ORP メータなどを用いて測定すること。
- ウ 底質の強熱減量の測定については、底質調査方法（平成 24 年 8 月 環境省水・大気環境局）にて測定をすること。

(5) 報告書の作成

測定したデータについて分析し、過去のデータとの比較や、今後の仲ノ池の水質管理の改善方法などをとりまとめ、報告書を作成すること。

2 公園砂場回虫卵検査業務

(1) 業務概要

芦屋市内一円公園砂場 計 51 箇所（別紙「芦屋市砂場一覧」参照）において、砂（以下、「検体」）を採取し、一定の方法で検査を行う。実施頻度は、各砂場年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）、計 204 回行うものとする。

(2) 検体の採取時の天候

降雨により砂の表面の回虫卵が流されてしまうため、当日若しくは前日が雨天の場合は採取してはならない。

(3) 砂場の調査

採取前に下記の項目を目視で確認し、報告すること。

- ア 犬、猫の糞の有無と個数の確認
- イ 糞等の臭気の有無
- ウ ゴミ等の有無と内容（少量の落ち葉は報告しなくてよい。）
- エ 砂の硬さ
- オ 雑草の有無
- カ その他の特記事項

(4) 採取方法

目視による状況確認後、下記の手順で砂を採取する。

- ア 4隅と中央の合計5箇所から採取する。
- イ 表面の砂を深さ5cm程度取り除き、深さ20cmまでの間の砂を1箇所当たりコップ200cc、計1,000ccを採取する。
- ウ 採取した砂は密閉した容器に入れ、検査機関まで慎重に持ち運ぶこと。

(5) 検査方法

本市では、過去において〔宇賀らの方法：砂場からの犬・猫蛔虫卵検出法〕を採用しているが、利用者への感染を防止することが目的であるため、他に最良な検査方法があればこの限りではない。

(6) 検査結果の報告

検査実施月末日までに、下記内容に従って本市に報告する。

- ア 検査結果一覧表
当該年度における、各月ごとの検査実施箇所及び回虫卵の有無を記載したもの。
- イ 砂場状態一覧表
当該月における、目視による砂場の状況を一覧表に記載したもの。
- ウ 検査結果報告書
検査を実施した検体について、検体採取条件、犬猫回虫卵及び幼虫包蔵卵の有無・個数、目視による砂場状況を記載したもの。

(7) 検査結果後の対応については、「P. 32 補修・修繕業務（公園）（性能発注業務）

4 公園施設別特記事項 (4)砂場」のとおり。

補修・修繕業務（道路）（性能発注業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 地下埋設物に影響のある業務の場合、地下埋設物管理者に事前に通知すること。
- 3 交通誘導員について、道路管理者および芦屋警察署との打ち合わせの上、配置するものとする。

4 業務内容

対象施設の損傷箇所の補修・修繕は 50 万円（税込み）未満とする。

(1) 損傷箇所の補修・修繕

巡回中、市民及び本市からの連絡により発見、確認した舗装及び附属施設、市所有の道路反射鏡、防護柵等の軽微な損傷の補修・修繕対応を次のとおり行う。

ア 道路の円滑な通行に支障がないよう、舗装やグレーチング等の道路附属施設や防護柵等の軽微な損傷に対して、補修・修繕を行う。

イ 道路反射鏡について、対象物を映していない場合や汚れて見えにくくなっている場合は、角度調整及び清掃を行う。

(2) 交通誘導員等の資格等

交通誘導員について、道路管理者及び芦屋警察署との打合せの上、配置するものとする。なお、交通誘導員 A、B の定義は次のとおり。

交通誘導員 A：警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員 B：警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

(3) 安全対策関係

現場および周辺状況を把握し、交通誘導員に住宅地図等を携帯させ、車両及び歩行者等の円滑な通行を確保するよう指導すること。

(4) 瀝青材料

ア 受託者は、加熱アスファルト混合物を使用する場合は、以下の資料を提出し承諾を受けなければならない。

(ア) アスファルト合材配合統一用紙を提出した合材を使用する場合

アスファルト混合物配合設計総括表を提出すること。ただし、本市が必要を認めた場合には、アスファルト混合物設計のバックデータ及び使用材料の試

験成績表の資料を提出しなければならない。

- (イ) アスファルト混合物事前審査委員会が認定した合材を使用する場合、事前審査制度認定書(認定証、混合物総括表)の写しを本市に提出しなければならない。

- (ウ) 上記によらない場合

共通仕様書 第2編材料編 第2章材料 第18節アスファルトコンクリートによらなければならない。

イ アスファルト合材統一用紙を提出した混合物またはアスファルト混合物事前審査制度認定混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書によらず、アスファルト混合物及びその材料に関する品質証明書、試験成績表の提出並びに配合設計、試験練りを省略することができる。

ウ 配合統一用紙または事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」の材料及びプラントについては、以下のとおりとする。

工 種	種 別	試 験 区分	試験項目	試験基準	
				配合統一用紙	事前審査制度認定書
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必須	塑性変形輪数	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			土木施工管理基準	アスファルト混合物 配合設計総括表の提出 に替えるものとする。	事前審査制度認定書 (認定書、混合物総 括表)の提出にかえ るものとする。
			「品質管理基準」の 全項目		
		そ の 他	土木施工管理基準		
			「品質管理基準」の 全項目		
	プ ラ ン ト	必須	試験配合	混合所自主管理※1	混合所自主管理※2
			混合物のアスファ ルト量抽出 混合物の粒度分析 試験 温度測定(混合物)		
			規準密度の決定	アスファルト混合物 配合設計総括表の提出 に替えるものとする。	事前審査制度認定書 (認定書、混合物総 括表)の提出にかえ るものとする。

※1 本市から指示のあった場合は、試験結果を提出するものとする。

※2 本市から指示のあった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

(5) 境界ブロック

本業務に使用する境界ブロックは原則再利用とするが、劣化状況により、再利用が不可能な場合は、境界ブロックは下水汚泥溶融スラグを用いたコンクリートにより製作された製品（以下「下水汚泥スラグブロック」という。）の使用を原則とし、別表「下水汚泥スラグブロック一覧表」に記載された製品から選択するものとする。ただし、下水汚泥スラグブロックが調達できない等やむを得ない場合については、通常の境界ブロックの使用を認めることとするが、事前に発注者の了解を得るものとする。上記については、設計変更の対象とはしない。

業務担当者は、下水汚泥スラグブロックの使用にあたっては、メーカーの品質に関する資料を工事用材料使用承諾願の附属資料として本市に提出し、本市の確認を受けなければならない。下水汚泥スラグブロックには揖保川浄化センター（兵庫西流域下水汚泥広域処理場）で製造された溶融スラグが使用されているものとする。

下水汚泥スラグブロック一覧表

（令和３年９月２４日現在）

番号	会社名	JIS 工場 （無 筋 Co 製品）	片面歩車道 境界ブロック			両面歩車道境界 ブロック （駒止ブロックを 含む）			地先境界 ブロック		
			A 型	B 型	C 型	A 型	B 型	C 型	A 型	B 型	C 型
1	(株)バンレン	○	○	○	○	○	○		○	○	○
2	大和工業 (株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	平野ブ ロック(株)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
4	カサイコ ンクリー ト(株)	○	○	○	○	○	○		○		○
5	マツモト 産業(株)	○	○	○		○	○		○		○
6	(株)シミズ	○	○	○		○			○	○	○
7	三和コン クリート 工業(株)	○	○	○	○	○	○		○	○	○
8	関西ポラ コン(株)	○	○			○			○		○

9	中道コン クリート ㈱（本社 工場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	中道コン クリート ㈱（蒲江 工場）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	山陰コン クリート ㈱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	富士コン クリート 工業㈱	○	○	○	○	○	○		○	○	○
合 計	12 社 （91 品 目）	12	12	11	9	12	10	4	12	9	12

※ブロックにはいわゆる役者（R もの、すり付け形、切り下げ形等）も含む。

※兵庫県ホームページに掲載の「溶融スラグ混入ブロック認定製品一覧表」より、境界ブロックについて記載箇所を抜粋。

(6) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

本業務が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の場合、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本業務における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、本市が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、業務発注後明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は、本市と協議するものとする。

ア 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無 構造物取壊し (アスファルト、コンクリート、石)	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体附属品	本体附属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無 舗装工	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

イ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	運搬 距離	所在地	その他
アスファルト (人力)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	監督員の 指示による。
アスファルト (機械)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (無筋)(機械)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (無筋)(人力)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (鉄筋)(機械)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	
コンクリート (鉄筋)(人力)	㈱西宮環境リサイ クルセンター	5.9km	西宮市西宮浜 1-13	

上記イについては、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではなく、受託者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき業務計画書を含め、本市に提出しなければならない。なお、受託者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入れが困難になった場合は、設計変更を行う。

その他、業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、本市と協議するものとする。

ウ 建設発生土の搬出先

建設発生土の搬出先は、積算条件として、以下を設定している。

品目	施設の名称	運搬距離	所在地	その他
建設発生土	相田運輸(株)	3.8km	神戸市東灘区 深江浜町 160	監督員の指示による。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではなく、受託者は、県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき作業計画書を含め、本市に提出しなければならない。なお、受託者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が業務発注後に県登録施設からの登録抹消等により受入れが困難になった場合は、設計変更を行う。

その他、業務発注後に明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難しい場合は本市と協議するものとする。

(6) 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

補修・修繕業務（道路）（単価契約業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 対象工種は、別紙「市内一円道路構造物補修業務契約工種一覧表」、「市内一円舗装補修業務契約工種一覧表」、「市内一円交通安全施設補修業務契約工種一覧表」に記載されたものを標準とする。
- 3 代表工種の単価を基準（1,000）として、その他工種の単価率を決定し、代表工種の契約額及びその他工種の単価率から、その他の契約単価を決定する。
なお、各工種における単価率を決定するにあたり、道路維持工事を対象とした経費区分で、小規模工事を想定した諸経費率により算出している。
なお、「代表工種」とは、それぞれ下記のとおりとする。
 - (1) 市内一円道路構造物補修業務
契約工種一覧表のコンクリート打設[人力打設]小型構造物 18- 12-20BB を 1 m³ 施工する単価とする。
 - (2) 市内一円舗装補修業務
契約工種一覧表の表層（車道・路肩部）（人力）密粒度アスコン[再] (13) (2.35) プライムコート厚 50mm を 1 m² 施工する単価とする。
 - (3) 市内一円交通安全施設補修業務
契約工種一覧表の固定式車線分離標設置工を 1 本施工する単価とする。
- 4 地下埋設物に影響のある業務の場合、地下埋設物管理者に事前に通知すること。
- 5 交通誘導員について、道路管理者および芦屋警察署との打ち合わせの上、配置するものとする。
- 6 業務内容
 - (1) 損傷箇所箇所の補修・修繕
巡回中及び市民からの連絡により発見、確認した舗装及び付属施設等の損傷の補修・修繕対応を行う。ただし、対象施設の損傷箇所の補修・修繕は 50 万円（税込み）以上 130 万円（税込み）未満とする。
 - (2) 上記(1)に示す業務で受託者より実施の必要性を提案する業務。
ただし、提案する業務の実施については、作業概要書、見積書及び工程表を本市に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。
なお、本市が優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。

(3) 歩道の切下げ

歩道切下げ部において、テーパー付きブロックが設置している箇所、及び物理的に段差が 2 cm 以上ある箇所、旧基準の構造で段差が 1 cm 以下の箇所で路線として整備が完了していない箇所について、本市より指示をし、順次バリアフリー化を実施する。

(4) その他、市が指示する補修・修繕業務

7 その他

(1) 業務写真は、施工前・後毎の起点・終点・変化点等がわかるように、又、形状・寸法がわかるように撮影すること。

(2) 使用材料等の変更

契約単価に含まれていない工種及び材料、施工機械等を使用する際には、変更契約を締結した後、実施すること。

(3) 実施するにあたり、補修・修繕業務（道路）（性能発注業務）4 業務内容(2)以降に記載している内容を遵守すること。

(4) 作業実施 1 週間程度前までに近隣住民等に作業案内（案内図、作業日時、内容等）の通知を行う。また通知前に本市へ作業案内を 1 部提出する。

(5) 「芦屋市道路・公園施設等包括管理業務委託 提案依頼用仕様書」第 1 章 12 報告書等とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。

(6) 完了検査の実施については、本市と協議する。

(7) 支払方法等については、本市と総括責任者で協議する。

補修・修繕業務（公園）（性能発注業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）、社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014（2014年6月）」により実施しなければならない。
- 2 公園施設の損傷箇所の補修・修繕が 50 万円（税込み）未満のものを対象とする。
- 3 補修・修繕の必要性を判断する基準としては、【別紙 5】「維持管理基準」のとおり、利用者が通常想定される範囲内で利用をしたときに、事故の発生等により利用者の身体及び財産に著しい影響を与える可能性がある場合とすること。
- 4 公園施設別特記事項
 - (1) ボルト類
緩み止めナットやワッシャー、緩み止め剤の使用等、緩み止めに向けた工夫をすること。
 - (2) 塗装
塗装色については、支障のない限り、以下の色を使用すること。ただし、周囲の施設に合う色を選ぶことを優先する。
 - ア 遊具メイン：若草色（H39-60L）
 - イ 遊具ポイント：ピンク色（H05-80L）
 - ウ 遊具柵：黄色（H22-80V）
 - エ 柵：茶色（H09-20D）
 - (3) 木材の取替え
節ができる限り少ないものを選ぶこと。基本的には、無地プレナ加工のヒノキを使用し、面取り加工も行うこと。ささくれ防止のため、購入後 1 か月以上放置した後の切断を推奨する。切断した断面は透明のペンキ等を塗布することにより、養生すること。
 - (4) 砂場
砂場の砂については、川砂を推奨する。（山砂は細かい粒子を含んでおり次第に固くなるが多いため）
海砂を使用する場合は、貝殻を含んでいないものを選ぶこと。回虫卵が確認された場合や異物が散乱している場合は、直ちに砂を入れ替える等の対策を実施すること。
砂の量が枠の天端から 20cm 以下になれば、砂を追加すること。砂の入替えの際には、天端から 10cm 下りになる状態を標準とする。

(5) ゴムマット

ブランコ、滑り台やぶら下がり棒等の着地点にゴムマットが無ければ設置すること。設置するゴムマットは以下を標準とする。なお、ブランコと滑り台においては1枚ものとし、50cm×50cm以下のものを複数枚置かないようにすること。

ア ブランコ：2 m（縦）×1 m（横）

イ 滑り台：2 m（縦）×1 m（横）

ウ ぶら下がり棒：支柱を中心に50cm×50cmを4枚

(6) 車止め

ステンレス製のものを設置すること。市指定の南京錠が付いていない場合は取り付けること。年1回程度、鍵穴にグリスを注入することを推奨する。

(7) ブランコ

ア ダルマの形状は、チェーン接続部目視点検できるものにする。

イ 年1～2回、ダルマの滑動部にグリスを塗ることを推奨する。ブランコ使用中にグリスが落ちない量（米粒程度）を塗ること。

ウ チェーンはブランコ用のチェーンとし、φ7mm以上のステンレス製又はめっき処理されたスチールのリングチェーンを使用すること。

エ ダルマやチェーンの取替えサイクルは、3～5年を推奨する。ただし1/3以上摩耗している場合は、取替え対象とする。

(8) 鉄棒

金具の固定方法は、押切ねじではなく、貫通ねじであること。表面に六角のような突起が出来ないものとする。バーの素材はステンレス製とする。

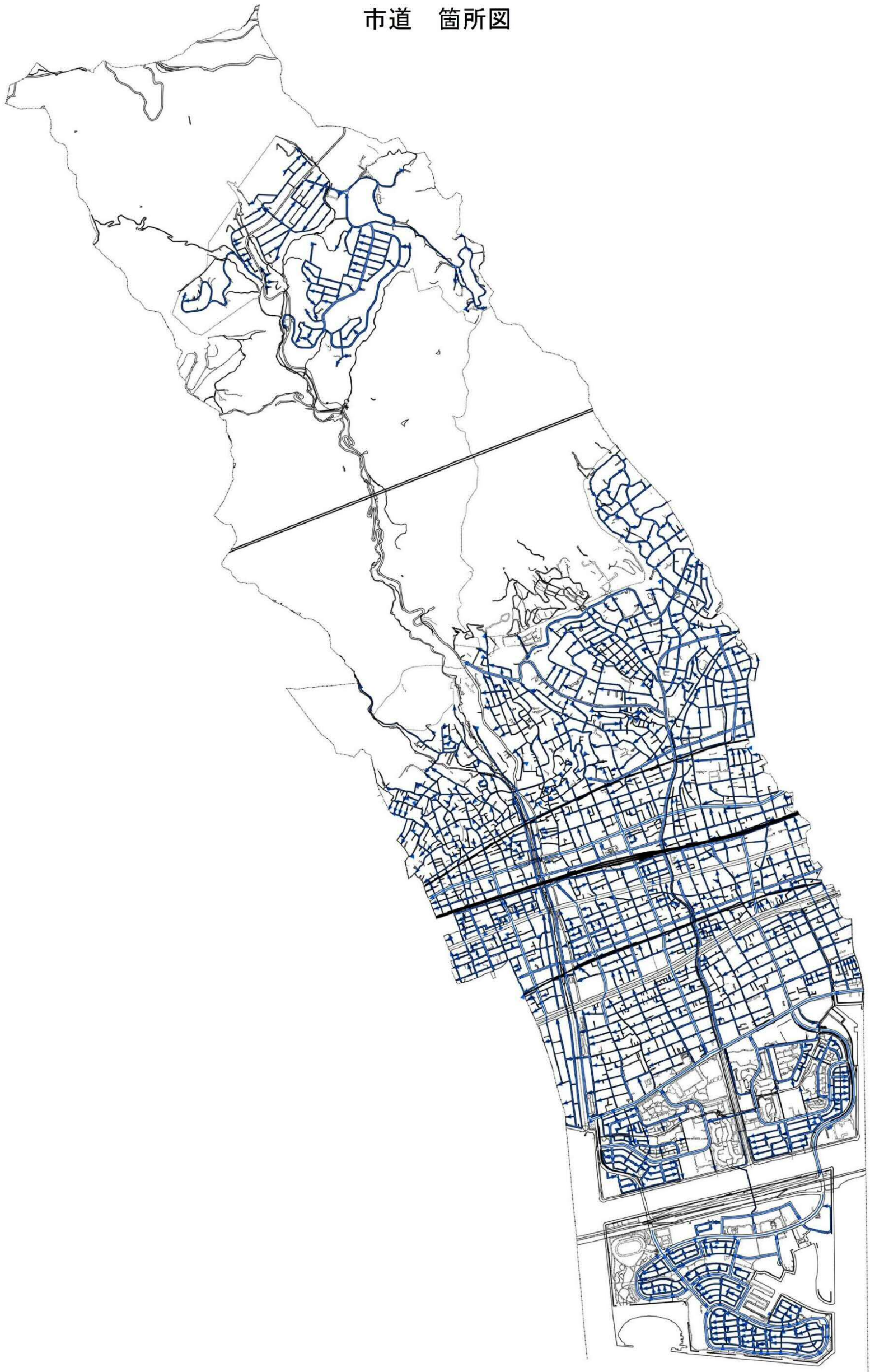
(9) 吊り輪

チェーンはリングチェーンとし、素材はステンレスまたはめっき処理されたスチールとする。チェーンや吊り輪が1/3以上摩耗している場合は、取替え対象とする。

補修・修繕業務（公園）（単価契約業務）

- 1 本業務の実施にあたっては、本特記事項、設計図面、兵庫県が発行する土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、兵庫県小型構造物標準図集（最新版）により実施しなければならない。
- 2 公園施設・遊具の損傷箇所の補修・修繕が 50 万円（税込み）以上 130 万円未満のものを対象とする。ただし、提案する業務の実施については、作業概要書、見積書及び工程表を本市に提出し、実施の要否の判断を受けなければならない。なお、本市は優先順位等を考慮し、実施の要否を判断するものとする。
- 3 対象工種は、別紙「市内一円公園構造物補修業務」に記載されたものを標準とする。
- 4 代表工種の単価を基準（1,000）として、その他工種の単価率を決定し、代表工種の契約額及びその他工種の単価率から、その他の契約単価を決定する。
なお、各工種における単価率を決定するにあたり、公園工事を対象とした経費区分で、小規模工事を想定した諸経費率により算出している。
なお、「代表工種」とは、「塗装工（上塗り）全高 4 m 未満のポール類弱溶剤形フッ素樹脂塗料 上塗 淡彩」とする。
契約単価に含まれていない工種及び材料、施工機械等を使用する際には、変更契約を締結した後、施工すること。
- 5 作業写真は、施工前・後毎の起点・終点・変化点等がわかるように、又、形状・寸法がわかるように撮影すること。
- 6 「芦屋市道路・公園施設等包括管理業務委託 提案依頼用仕様書」第 1 章 12 報告書等とは別に、業務完了後速やかに所定の様式で完了報告を行う。
- 7 完了検査の実施については、本市と協議する。
- 8 支払方法等については、本市と総括責任者で協議する。

市道 箇所図



法定外道路（里道・水路） 箇所図



主要な幹線道路







